第七条第七号に掲げる施設	建築物	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額
第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額
第七条第九号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
第七条第十号に掲げる器具			Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額
第七条第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額

別表の備考第七号中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第六号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第三条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「、第七号、第十号」を「に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの並びに同条第七号、第八号」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第七号中「除く。」」の下に「並びに同法に規定する都市利便増進協定に関すること」を加える。

附　則

この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。

国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第三百二十二号

平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第十五号によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

省　令

○文部科学省令第三十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十九日

文部科学大臣　中川　正春

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

附則第四項中「第三条第二項各号に掲げる」を「第三条第三項の都道府県の条例で定める」に改め、同項の表第八条第一項の項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附則第六項中「第三条第二項各号に掲げる」を「第三条第三項の都道府県の条例で定める」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。